③受水槽ポンプ棟
構造　鉄骨造
平屋建て
建築面積　12.00㎡
延べ面積　12.00㎡
建物用途　受水槽
工事種目　新築１棟
電気設備　新設一式
暖冷房衛生設備　新設一式
工作物　新設一式
④ゴミ庫
構造　鉄骨造
平屋建て
建築面積　57.58㎡
延べ面積　53.19㎡
建物用途　ゴミ庫
工事種目　新築１棟
電気設備　新設一式
⑤渡り廊下２
構造　アルミ合金造
平屋建て
建築面積　27.33㎡
延べ面積　27.33㎡
建物用途　廊下
工事種目　新築１棟
電気設備　新設一式
⑥駐輪場
構造　アルミ合金造
平屋建て
建築面積　25.41㎡
延べ面積　25.41㎡
建物用途　駐輪場
工事種目　新築１棟
電気設備　新設一式
⑦外来診療棟（エレベーター・階段室増築）
構造　鉄骨造
７階建て
建築面積　68.32㎡
延べ面積　366.48㎡
建物用途　病院
工事種目　増築１棟
電気設備　新設一式
工作物　新設一式
⑧厨芥保管庫
構造　鉄骨造
平屋建て
建築面積　6.40㎡
延べ面積　6.40㎡
建物用途　保管庫
工事種目　新築１棟
電気設備　新設一式
⑨車椅子駐車場
構造　アルミ合金造
平屋建て
建築面積　17.75㎡
延べ面積　17.75㎡
建物用途　駐車場
工事種目　新築１棟
電気設備　新設一式
２）外構
①新病院棟外構
イ　囲障
ロ　屋外排水設備
ハ　舗装
ニ　雑工作物
ホ　植栽
以上新設一式
②既存新館・東病棟とりこわし跡地外構
イ　囲障
ロ　屋外排水設備
ハ　舗装
ニ　雑工作物
ホ　植栽
以上新設一式
③既存外来診療棟外構
イ　囲障
ロ　屋外排水設備
ハ　舗装
ニ　雑工作物
ホ　植栽
以上新設一式
④既存本館・西病棟Ⅰ期、Ⅱ期、救急棟他とりこわし跡地外構
イ　囲障
ロ　屋外排水設備
ハ　舗装
ニ　雑工作物
ホ　植栽
以上新設一式
３）改修建物
①既存第二放射線棟
構造　鉄筋コンクリート造
平屋建て
建築面積　890.46㎡
延べ面積　890.46㎡
建物用途　病院
工事種目　改修一式
②既存新エネルギー棟
構造　鉄筋コンクリート造
地上２階建て
建築面積　420.24㎡
延べ面積　803.81㎡
建物用途　病院
工事種目　改修一式
③既存外来診療棟
構造　鉄骨造
地上７階建て
建築面積　1,240.63㎡
延べ面積　3,474.98㎡
建物用途　病院
工事種目　改修一式
④既存南棟
構造　鉄骨造
地上２階建て
建築面積　1,101.33㎡
延べ面積　2,186.73㎡
建物用途　病院
工事種目　改修一式
⑤既存渡り廊下１、３
構造　鉄骨造
地上平屋建て
建築面積　79.13㎡
延べ面積　75.73㎡
建物用途　廊下
工事種目　改修一式
４）とりこわし
①既存外構
②既存新館低層部他既存建物解体
③既存本館棟他既存建物解体
⑸　工期　平成37年１月31日まで。
指定部分Ⅰ　平成32年12月28日　⑷のうち、１）①の一部、②及び③　２）①の一部　３）①及び②　４）①の一部
指定部分Ⅱ　平成35年２月28日　⑷のうち、１）①の一部及び⑧　２）①の一部　３）⑤　４）①の一部及び②
指定部分Ⅲ　平成36年９月30日　⑷のうち、１）①の一部、④、⑤、⑥及び⑦　２）②及び③　３）③の一部及び④　４）①の一部及び③
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約16,750㎥、鉄筋約2,300ｔ、板ガラス約2,400㎡
⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑻　本工事において、独立行政法人労働者健康安全機構会計規程「低入札価格の調査に関する達（平成29年４月27日改正）」に基づく価格を下回った価格をもって契約する場合は、監理技術者とは別に同等の資格要件を満たす技術者を配置すること。
２　競争参加資格
２－１　異工種建設工事共同企業体　次の条件を満たす異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年12月７日付け独立行政法人労働者健康安全機構契約担当役）に示すところにより独立行政法人労働者健康安全機構契約担当役から山陰労災病院新棟その他整備工事に係る異工種ＪＶとしての競争参加資格者の資格の認定を受けている者であること。
⑴　工事種別が建築一式工事、電気工事又は管工事とする異なる工事（以下「工種」という。）を担当する構成員からなる異工種ＪＶであること。
⑵　各工種間は協定書に基づく分担であること。なお、異工種ＪＶの構成員のうち一者が複数の種別の工事を実施すること、または、複数の構成員で工事を分担することは差し支えない。
⑶　構成員の数は、各工種ごとに２以内であること。
⑷　全ての構成員について、予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
⑸　全ての構成員について、厚生労働省から平成29・30年度有資格者名簿［建設工事］のうち中国ブロックにおけるそれぞれの工事種別に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省から一般競争参加資格の再認定を受けていること）。